

小泉内閣への提言 その7

## 大都市圏における保育所の大幅増設を

2001年10月26日  
社団法人 経済同友会

今後の少子化対策は専業主婦のいる家族を中心に考えるのではなく、「夫婦共稼ぎで、子供を無理なく育てることができる環境をどう整備するか」を中心に考える必要がある。そのためにも小泉総理が公約する「保育所待機児童ゼロ」の早急な実現が期待される。

### 具体的提言

#### 保育所収容能力の増強及びサービス向上

待機児童は大都市を中心に4万人いるとされるが、供給不足により需要が顕在化していないことも合わせると、実質的な待機児童はさらに多いと考えられる。特に0～2歳の乳幼児用の保育所が圧倒的に不足している。大都市圏における保育所の大幅な増設が必要である。

先に発表された「改革工程表」では、保育所収容能力の増強及びサービス向上を図るため、保育所に関する情報開示と第三者評価の推進、保育所の設立・運営に関わる規制緩和などが予定されている。これらが実効ある形で実施されることを期待するとともに、さらに以下のような措置を講ずるよう求める。

- 保育所増設における民間資本の活用と適切な競争環境の整備

2000年4月より保育事業が株式会社にも解禁され、賃貸方式による株式会社の保育所経営が認められた。民間企業の参入により、多様で良質な保育が適正コストで大量に提供されることが期待される一方、民間企業への施設整備補助が実現しない中では、現実的に参入は進まないと言わざるをえない。そこで民間企業参入の方法として公設民営方式が有力視されているが、実態として社会福祉法人に限定した公募が行われるケースが見られる。社会福祉法人中心の公募形式の是正を徹底するべきである。

さらに、配当制限等、株式会社形態で保育サービスに参入する場合の規制は大幅に

緩和する。

- 保育事業者と利用者の相対契約の推進  
利用者が、地方公共団体を通じてではなく、保育事業者と直接契約（相対契約）を行う形態にすべきである。それにより競争と選択の原理が働き、利用者の観点からのサービスの向上が期待できる。
- 保育サービスの多様化  
就労の多様化・高度化による労働時間帯の多様化は、利用者の保育ニーズの多様化を生んでいる。長時間及び休日におけるサービスの提供等、官民ともに地域の保育ニーズに合致した多様な保育サービスの提供に努める必要がある。

### ファミリー・フレンドリー・エンプロイメントの徹底

育児休業法が施行されてから約10年が経過し、育児休暇を取得する女性も増えつつある。しかし、出産後に元の職場に復帰した女性は約2割にすぎず、また制度上認められている子供の満一歳の誕生日までの丸1年の育児休暇取得者は3割ほどに止まっている。

一層の制度の浸透を図るとともに、企業は、従業員の育児や介護の責任を考慮し、女性のみならず男性も含めてフレキシブルな勤務形態を承認するなどのファミリー・フレンドリー・エンプロイメントや休暇をとりやすい企業文化の醸成に努める必要がある。また、育児休暇を取得する女性の増加に伴って、昇進・昇格、配置転換等に関する職場復帰後のトラブルも増えてきており、出産後の女性が職場復帰後に不利益を被ることのないような法律上の措置を講じる必要がある。

以上